

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの子どもたちのための

児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
令和元年10月1日 (2019年10月1日) ～令和2年3月31日 (2020年3月31日)	誕生日が平成25年4月2日～平成28年4月1日までの子ども (2013年4月2日) (2016年4月1日)
令和2年4月1日 (2020年4月1日) ～令和3年3月31日 (2021年3月31日)	誕生日が平成26年4月2日～平成29年4月1日までの子ども (2014年4月2日) (2017年4月1日)

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用のサービス事業所が、お子様の生年月日により無償化対象であることを確認します。

受給者証等に関するお問い合わせ先は
裏面をご参照ください

問い合わせ先

○〒176の地域にお住まいの方

練馬総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎（2階）

電話 （5984）4609

FAX （5984）1213

○〒179の地域にお住まいの方

光が丘総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター（2階）

電話 （5997）7796

FAX （5997）9701

○〒177の地域にお住まいの方

石神井総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎（4階）

電話 （5393）2816

FAX （3995）1137

○〒178の地域にお住まいの方

大泉総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区東大泉1-29-1 ゆめりあ1（4階）

電話 （5905）5272

FAX （5905）5277